

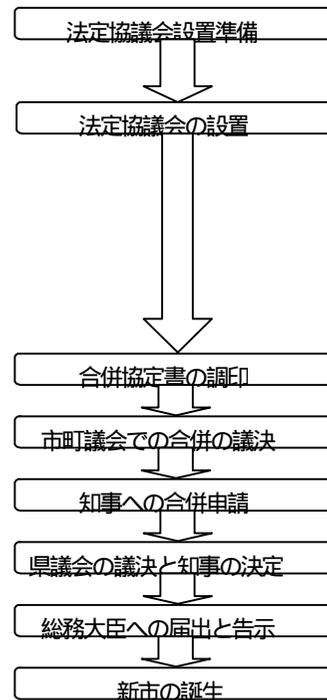
合併の期日について

合併の期日とは、合併協定書を締結した日や各市町議会が廃置分合の議決をした日ではなく、県議会の議決、知事の決定、知事から総務大臣届出、総務大臣告示など、県や国への所要の手続きを経た後、実際に合併する日のことをいいます。

合併の期日決定については、住民との意見交換および合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の選挙期日、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断することが必要です。

【合併期日の留意事項】

- ・合併特例法による財政支援を活用とした場合平成 17年3月31日までに合併する必要がある。(平成 17年3月31日までに市町が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、平成 18年3月31日までに合併したもののについて、現行の合併特例法の規定を適用する。)
- ・合併するためには、1市2町の各議会における合併の議決、県知事への申請、県議会での議決、知事の決定、知事から総務大臣への届出、総務大臣の告示など様々な手続きが定められており、この期間として相当の日数を要することとなることからこの点を十分に考慮する必要がある。
- ・住民サービスの事務執行上 (現在の電算システムの移行)、住民に支障の少ない時期を想定して定めることが必要である。(移転、電算システム切り替えなどの準備作業を土日で行うことを考慮して、月曜日とか連休明けに決めているところもある。)



事業計画、予算案作成、組織立案、事務局体制整備
合併協定項目(基本4項目)の方針案協議

法律に基づき市町議会の議決を経て設置し、新市建設計画や合併協定項目を協議。
合併協定項目

- ・合併の方式
- ・新市の名称
- ・議員の定数及び任期の取扱い
- ・特別職の身分の取扱い
- ・地方税の取扱い
- ・合併の期日
- ・合併後の事務所の位置
- ・組織機構の整備方針 (本庁・支所業務方針)
- ・その他

合併申請及び特例事項を、市町議会で議決。その後、知事に合併を申請。知事は県議会の議決を経て合併を決定し、総務大臣へ届出を行う。総務大臣が告示を行い、合併の効力が生じる。

合併の準備(新市の体制づくり)

- ・組織機構の整備
- ・決算、機構の整備
- ・条例、規則等の整備
- ・各種事務事業の調整
- ・電算システム統合
- ・各種団体との調整
- ・住民への周知
- ・各課の事務引継ぎ
- その他、必要な準備、調整等